

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、事務の一部を外部業者に委託(システム保守業務)しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

## 公表日

令和7年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に則り 新型インフルエンザ等が発生した場合に、対象となる住民に対して予防接種、接種済証等の発行を行い、その結果を管理する処理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による予防接種対象者の選定、および臨時に行う予防接種の実施に関する事務。 ②接種を行うために要する費用に関する事務。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表の126項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表153の項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-62-7197
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-62-7197
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[            ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[            ]接続しない(入手)      [            ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [    ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録の際には、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月12日	新規作成				
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月22日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第115の2 項 並びに、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣 府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令 第七号) 第13条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の16の2、115 の2の項 並びに、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣 府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令 第七号) 第12条の2、第59条の2	事後	
令和3年6月22日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	法令上の根拠	別表第一93の2項	別表の126項	事後	
令和6年12月1日	②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の16の2、115 の2の項 並びに、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣 府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令 第七号) 第12条の2、第59条の2	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表154の項	事後	
令和6年12月1日	②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の16の2、16の 3、115の2の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第12条の2、 第12条の2の2、第59条の2	■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表25、26、153、154の項	事後	
令和6年12月1日	請求先	電話0287-63-1100	電話0287-62-7197	事後	
令和6年12月1日	連絡先	電話0287-63-1100	電話0287-62-7197	事後	
令和6年12月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副 本登録の際には、住基ネット照会を行う際には4 情報又は住所を含む3情報による照会を行うこ とを厳守している。また、人手が介在する局面ご とに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例え ば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務 処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間 で共有する。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、 施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていない か、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」 と考えられる。	事後	
令和6年12月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	(新設)	全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	
令和7年2月20日	②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表154の項  ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表25、26、153、154の項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表153の項  ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第十九条 第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表25、26、153、154の項、第2 7条、第28条、第155条、第156条	事後	
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	